

# 一定の病気等に係る医師の任意の届出制度

掲載日：2021 年 8 月 4 日

一定の病気等に該当する者を診断した医師の公安委員会に対する届出、及び診断した者についての運転免許保有の有無の確認要求

平成 26 年 6 月 1 日施行の改正道路交通法により、一定の病気等に該当し、運転に支障があると思われる患者を診断した医師は、公安委員会に対して届出をすることができるようになりました。

また、医師は届出を行う判断をするため、必要があるときは免許の有無を公安委員会に確認することができます。

届出及び確認要求は、各運転免許センター又は最寄りの警察署に来ていただくか、電話をしていただくこととなりますが、その際、届出書を作成していただくこととなります。

また、免許の有無を公安委員会に確認する必要がある場合は、確認要求書を作成していただくこととなります。

## 届出及び確認要求先

広島市佐伯区石内南 3 丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

広島県警察本部交通部運転免許課運転者管理係

代表電話 082-228-0110（内線）703-331・332（警察本部を経由）

受付日・時間 平日 9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～16 時 00 分

なお、届出及び確認要求は最寄りの警察署窓口においても可能です。

(届出書)

年 月 日

広島県公安委員会 殿

道路交通法第 101 条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

|                |      |             |       |
|----------------|------|-------------|-------|
| 患<br><br><br>者 | 住 所  |             |       |
|                | フリガナ |             | 男 ・ 女 |
|                | 氏 名  |             |       |
|                | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |       |
| 病 名            |      |             |       |
| 病 状            |      |             |       |
| 参 考 事 項        |      |             |       |

(確認要求書)

年 月 日

広島県公安委員会 殿

道路交通法第 101 条の 6 第 2 項の規定により確認を求めます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

|        |      |             |       |
|--------|------|-------------|-------|
| 患<br>者 | 住 所  |             |       |
|        | フリガナ |             | 男 ・ 女 |
|        | 氏 名  |             |       |
|        | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |       |

(回答書送付先)

|           |     |
|-----------|-----|
| 医 療 機 関 名 |     |
| 所 在 地     | 〒 - |
| 電 話 番 号   |     |